

別記（第2条関係）

玖珠町における地域クラブの認定要件

1 クラブの編成

- （1） 原則として、玖珠町内の中学校に在籍する生徒を中心に編成すること。ただし、小学生や大人等と一緒に活動する取組を排除するものではない。
- （2） 競技力強化を目的とした選抜や広域から生徒を集めるものではなく、参加を希望する生徒を広く受け入れること。

2 クラブの体制

- （1） 次の要件を満たす規則等を作成すること。
 - ア 目的が明記されていること。
 - イ 退会の手続が定められていること。
 - ウ 会費について定められていること。
 - エ 代表指導者1名、会計1名以上の役員を置くことが明記されていること。ただし、代表指導者と会計の兼任は不可とする。
- （2） 持続可能なクラブ運営を目指すこと。この場合において、複数の指導者を配置することが望ましい。
- （3） 活動拠点は原則としてくす星翔中学校内とし、活動場所までの移動が生徒及び保護者に過度な負担とならないこと。
- （4） 営利を目的とした運営でないこと。
- （5） 必要に応じて、生徒の所属校教員と情報共有及び連携を図ること。
- （6） 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。

3 クラブの活動

- （1） クラブ活動は玖珠町部活動地域展開促進計画（令和7年2月玖珠町教育委員会）に準じ、次の基準を遵守して活動日数及び活動時間を設定すること。
 - ア 休養日は、原則として平日1日以上及び週休日等に1日以上とし、週2日以上設けること。ただし、学校と協議の上、週11時間程度以内かつ休養日を2日以上設けている場合は、休日2日活動することもできる。
 - イ 活動時間は、平日2時間程度以内、学校休業日3時間程度以内とすること。
 - ウ 活動時間は週11時間程度の範囲内とすること。
 - エ 学校の夏季休業期間中は、連続した10日以上休養日を設けること。
- （2） 活動に関わるすべての関係者を、保険及び個人賠償責任保険に加入させること。
- （3） 勝敗等に偏った指導を行わず、児童生徒の資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。

4 指導者の資質等

- (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の行為は人権を侵害する違法行為であることを理解し、「プレーヤーズファースト」の理念のもと、人権を尊重した指導を行うとともに生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。
- (2) 過度な練習がスポーツ傷害・外傷及び精神的不調の要因となることを理解し、適切な休養を取りながら、短時間で効果的な指導を行うこと。
- (3) 生徒の健康状態や気温等の環境を総合的に考慮し、指導内容及び練習時間等を柔軟に調整すること。
- (4) 保護者の理解を得るよう努め、関係者全員がリスク管理における責務を自覚し、生徒の安全確保に万全を期すること。
- (5) 玖珠町教育委員会が指定する指導者研修等を指導者全員が受講すること。

5 その他

- (1) 本認定要件が変更された場合は、その内容を承認すること。
- (2) 玖珠町教育委員会及び生徒の所属校からの要請等に協力すること。